厚生労働省
兵庫労働局

©兵庫県 2007

Press Release

兵庫労働局発表
令和６年８月５日（月）

［照 会 先］
労働基準部賃金室
室　　長　安積俊和
賃金指導官　飯田　馨
TEL　078-367-9154

兵庫県最低賃金 時間額1,052円を答申

～　引上げ額51円は時給に統一後の最高額　～

令和６年８月５日、兵庫地方最低賃金審議会（会長　梅野（うめの） 巨利（なおとし）。以下「審議会」という。）は、兵庫労働局長（赤松（あかまつ） 俊彦（としひこ））に対し、県内の全ての事業場で働く労働者に適用される兵庫県最低賃金を51円引き上げて、時間額1,052円にするのが適当であるとの答申を行いました。

1　令和６年７月１日、兵庫労働局長から兵庫地方最低賃金審議会に対し諮問を行った兵庫県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、同年８月５日に、現行の最低賃金の時間額1,001円を51円引き上げて（引上げ率5.09％）、1,052円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

効力発効の日は、令和６年10月１日の予定です。

審議会では、「令和６年度地域別最低賃金額改定の目安について」（令和６年７月25日中央最低賃金審議会答申）を参考にしつつ、地域における労働者の賃金水準等を考慮するとともに、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものです。なお、答申には、政府・関係機関に対し、中小企業・小規模事業者の賃金引上げに向けた支援等の要望事項も盛り込まれています。

2　この「51円」の引上げ金額は、時給で示す現行方式となった平成14年（2002年）以降で最高額となります。

3　兵庫労働局では、この答申を踏まえ、本年度の兵庫県最低賃金の改正に係る手続きを進めることとしています。

(1)　兵庫労働局長は、答申に対する異議の申出を令和６年８月20日まで受け付けます。

(2) 兵庫労働局長は、答申及び異議申出があった場合の審議会の審議結果など審議会の意見を聴いて、兵庫県最低賃金の改正を決定し、官報に公示する予定です。

写

令和６年８月５日

兵 庫 労 働 局 長
赤 松 俊 彦　殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　梅 野　巨 利

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和６年７月１日付け兵労発基 0701 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

１　中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。

２　中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。また、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減をはじめとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。

３　労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。

４　生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。

別紙

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域
　　兵庫県の区域
２　適用する使用者
　　前号の地域内で事業を営む使用者
３　適用する労働者
　　前号の使用者に使用される労働者
４　前号の労働者に係る最低賃金額
　　１時間　１,０５２　円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
　　令和６年 10 月１日